

第 7 0 号 議 案

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例及び新宿区乳児等通園支援事業
の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例及び新宿区乳児等通園支援事業の設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

（新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正）

第 1 条 新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成 26 年新宿区条例第 28 号）の一部を次のように改
正する。

第 14 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止等）

第 14 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項におい
て準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対
象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児
童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年
法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をい
う。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴
力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童
等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のう
ち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼
児に接する者をいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1
項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講
じなければならない。

（新宿区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正）

第 2 条 新宿区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例（令和 7 年新宿区条例第 45 号）の一部を次のように改
正する。

第 10 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要
件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園
支援事業所」に改める。

第 11 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を

「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 14 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止等）

第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接する者をいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 17 条第 7 号中「並びに」を「その他の」に改める。

第 19 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 21 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 27 条後段を削る。

第 28 条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 104 号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正等に伴い、児童対象性暴力等の防止等に係る措置を新たに定めるほか、規定を整備する必要があるため